

令和 3 事業年度
後期高齢者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 3 事業年度
事業報告書

令和3事業年度後期高齢者医療制度関係業務 事業報告書

1. 後期高齢者医療制度関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者から支援金等を徴収すること。
- イ 広域連合に対し交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和3事業年度	令和2事業年度末
職員定数	20名	21名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成20年4月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

(5) 後期高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

(1) 役員の定数

本特別会計による理事1名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴（令和4年3月31日現在）

氏名	役職	任期	経歴
佐藤 裕一	理事	令和2年9月10日～ 令和4年9月9日	元社会保険診療報酬支払基金審議役

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 支援金等の徴収

令和3事業年度における支援金等の予定額は

後期高齢者支援金	6,564,961,847 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	418,039 千円
計	6,565,379,886 千円

であって、これに対する支援金徴収決定額は

後期高齢者支援金	6,569,287,337 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	418,854 千円
計	6,569,706,192 千円

であった。

この支援金等徴収決定額に対し収入済額は

後期高齢者支援金	6,075,823,738 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	387,414 千円
計	6,076,211,153 千円

であって、差し引き

後期高齢者支援金	493,463,599 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	31,440 千円
計	493,495,039 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和3事業年度に繰り越された令和2事業年度の収入未済額

後期高齢者支援金	483,993,878 千円
後期高齢者支援金（納付猶予等）	84,436 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	31,384 千円
計	484,109,698 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和3事業年度における交付金の予定額は

6,825,184,960 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

6,573,577,675 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

6,044,383,839 千円

であって、差し引き

529,193,836 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和3事業年度に繰り越された令和2事業年度の支払未済額

470,254,029 千円

については、年度内に全額を支出した。

令和3事業年度において交付決定した令和2年度分に係る交付金の確定額は、

6,278,523,459 千円

であって、令和2事業年度において交付決定した令和2年度分に係る概算交付金の決定額は、

6,394,033,824 千円

であった。この精算にあたっては次のとおり返還請求を行った。

交付金の返還請求決定額は、

115,510,364 千円

であった。

イ 資金計画の実施の結果

令和3事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	7,869,980,561 千円
事務費勘定	667,925 千円
計	7,870,648,486 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	7,419,768,230 千円
事務費勘定	665,577 千円
計	7,420,433,808 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 450,212,330 千円
減少し、

事務費勘定については 2,347 千円
減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
	千円	千円	千円		千円	千円	千円	
後期高齢者交付金	6,794,944,956	6,514,637,868	△ 280,307,088	前年度からの繰越金	651,730,257	726,620,732	74,890,475	
事務費勘定へ繰入	418,039	418,854	815	後期高齢者 支援金収入	6,561,080,826	6,559,902,052	△ 1,178,773	
その他の未払金	—	15,694,162	15,694,162	後期高齢者関係 事務費拠出金収入	417,699	418,798	1,099	
借入金利息	1	—	△ 1	その他の未払金	—	17,217,156	17,217,156	
後期高齢者支援金 精算返還金	19,178	19,177	△ 0	借入金	570,000,000	—	△ 570,000,000	
予備費	1,074,598,387	—	△ 1,074,598,387	雑収入	51,778	77,593	25,815	
翌年度への繰越金	—	888,998,168	888,998,168	後期高齢者交付金 精算返還金	86,700,000	115,510,364	28,810,364	
				拠出金事業費返還金	1	21,534	21,533	
合 計	7,869,980,561	7,419,768,230	△ 450,212,330	合 計	7,869,980,561	7,419,768,230	△ 450,212,330	

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収 入			
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
事 務 取 扱 費	千円 360,132	千円 348,770	△ 11,361	前年度からの繰越金	千円 237,484	千円 245,410	千円 7,926
役職員諸給与	225,578	224,568	△ 1,009	事業費勘定からの受入	418,039	418,854	815
管 理 諸 費	134,554	124,202	△ 10,351	そ の 他 の 収 入	12,381	1,297	△ 11,083
そ の 他 の 支 出	33,997	43,901	9,904	雑 収 入	21	14	△ 6
翌年度への繰越金	273,796	272,905	△ 890				
合 計	667,925	665,577	△ 2,347	合 計	667,925	665,577	△ 2,347

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成30事業年度から令和2事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

支援金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収入済額	収入未済額
支 援 金	30	6,207,452,657	6,211,337,531	5,745,190,407	466,147,124
	元	6,468,069,906	6,470,343,007	5,986,236,992	484,106,015
	2	6,512,568,402	6,516,923,090	6,032,844,776	484,078,314
事務費拠出金	30	430,761	431,510	399,223	32,287
	元	426,443	427,119	395,179	31,940
	2	422,717	423,669	392,285	31,384

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	30	6,570,396,137	6,311,362,252	5,823,762,476	487,599,776
	元	6,752,330,952	6,549,055,225	6,027,800,119	521,255,106
	2	6,839,782,029	6,394,033,824	5,923,779,795	470,254,029

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 30 事業年度から令和 2 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支 出	7,514,522,179	6,919,988,335	△ 594,533,843
	収 入	7,514,522,179	6,919,988,335	△ 594,533,843
元	支 出	7,814,016,651	7,141,365,811	△ 672,650,839
	収 入	7,814,016,651	7,141,365,811	△ 672,650,839
2	支 出	7,674,477,400	7,188,620,725	△ 485,856,674
	収 入	7,674,477,400	7,188,620,725	△ 485,856,674

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支 出	782,644	782,200	△ 443
	収 入	782,644	782,200	△ 443
元	支 出	718,799	748,736	29,937
	収 入	718,799	748,736	29,937
2	支 出	672,695	685,526	12,831
	収 入	672,695	685,526	12,831

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
該当なし

4. 後期高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は後期高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係
該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要
該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

後期高齢者医療制度関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

令和3事業年度 決算報告書

1. 令和3事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和3事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和3事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 6,945,557,974 千円
であって

支出決定済額は 6,574,015,707 千円
であった。

したがって、収入が支出を 371,542,266 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 371,542,266 千円
であって、高齢者の医療の確保に関する法律第146条第1項の規定により、
371,542,266 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和3事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 434,403 千円
であって

支出決定済額は 411,619 千円
であった。

したがって、収入が支出を 22,783 千円
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和3事業年度後期高齢者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 後期高齢者支援金収入	千円 6,565,379,886	千円 6,569,706,192	千円 4,326,306	
(項) 後期高齢者支援金収入	6,564,961,847	6,569,287,337	4,325,490	
(項) 後期高齢者関係収入	418,039	418,854	815	
(款) 受 入 金	260,242,291	260,242,290	△ 0	
(項) 受 入 金	260,242,291	260,242,290	△ 0	
(款) 借 入 金	570,000,000	—	△ 570,000,000	
(項) 借 入 金	570,000,000	—	△ 570,000,000	
(款) 雑 収 入	86,751,779	115,609,491	28,857,712	
(項) 雑 収 入	51,778	72,293	20,515	
(項) 後期高齢者交付金精算返還金	86,700,000	115,510,364	28,810,364	
(項) 拠出金事業費返還金	1	26,834	26,833	
合 計	7,482,373,956	6,945,557,974	△ 536,815,981	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 後期高齢者交付金	6,825,184,960	—	—	—	6,825,184,960	6,573,577,675	—	251,607,285	
(項) 後期高齢者交付金	6,825,184,960	—	—	—	6,825,184,960	6,573,577,675	—	251,607,285	
(款) 事務費勘定へ繰入	418,039	—	816	—	418,855	418,854	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	418,039	—	816	—	418,855	418,854	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	19,178	—	—	—	19,178	19,177	—	0	
(項) 後期高齢者支援金精算返還金	19,178	—	—	—	19,178	19,177	—	0	
(款) 予 備 費	656,751,778	—	△ 816	—	656,750,962	—	—	656,750,962	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	656,751,778	—	△ 816	—	656,750,962	—	—	656,750,962	
合 計	7,482,373,956	—	—	—	7,482,373,956	6,574,015,707	—	908,358,248	

令和3事業年度後期高齢者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 418,039	千円 418,854	千円 815	
(項) 事業費勘定からの受入	418,039	418,854	815	
(款) 受 入 金	15,104	15,103	△ 0	
(項) 受 入 金	15,104	15,103	△ 0	
(款) 雑 収 入	970	445	△ 524	
(項) 雑 収 入	970	445	△ 524	
合 計	434,113	434,403	290	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 事務取扱費	424,195	—	—	—	424,195	411,619	—	12,575	
(項) 役員諸給与	225,379	—	—	—	225,379	224,450	—	928	
(項) 退職給付引当預金への繰入	63,234	—	—	—	63,234	63,227	—	6	
(項) 管理諸費	135,582	—	—	—	135,582	123,941	—	11,640	
(款) 予備費	9,918	—	—	—	9,918	—	—	9,918	
(項) 予備費	9,918	—	—	—	9,918	—	—	9,918	
合 計	434,113	—	—	—	434,113	411,619	—	22,493	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 16 号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和 3 年度の後期高齢者関係事務費拠出金について、保険者の新設による後期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成20年厚生労働省令第16号) 第14条第 2項の規定による予算総則に規定した事項に 係る予算の実施結果

令和3事業年度後期高齢者医療特別会計予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は570,000,000千円であって、これに対する借入額(本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第147条第3項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額)は、なかった。